平成２９年（フ）第１９０号
茨城県牛久市南１丁目10番地28（北里グリーンハイツ201号室）
債務者　吉田　俊一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３１６号
千葉市若葉区若松町2162番地39　コートビレッヂ松戸103号
債務者　佐藤　敬彦
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８号
長野県上伊那郡南箕輪村155番地　ハイツ天下方221号室
債務者　東　　礼
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３８８号
岐阜県関市洞戸菅谷1147番地
債務者　庄司佐知子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８９号
岐阜県関市洞戸菅谷1147番地
債務者　もりにわくらしこと　庄司　正昭
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４０３号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北４丁目36番地の１（Ｓｏｌｅｉｌ八剣北　Ｃ棟）
債務者　高橋　宮子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５５号
静岡県富士宮市宮原418番地の63　レオパレスエトワール205号室、前住所北海道帯広市西20条南４丁目46番12号　ウエストフロンティア３号室
債務者　田川　京子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７７号
滋賀県近江八幡市上野町71番地２
債務者　井上　弘子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１７８号
滋賀県彦根市小泉町891番地11
債務者　中橋智恵子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４９７号
兵庫県姫路市夢前町置本406番地５　市営清水谷住宅１棟302号
債務者　山本　英司
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１５号
兵庫県加古川市別府町別府585番地の１　別府ハイツＢ－201号
債務者　松尾　明夫
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２２号
奈良市今市町845番地10
債務者　西川　良子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目10番２号　101号
債務者　大原　　悟
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５４４号
岡山市東区松新町168番地１
債務者　重永　武**眞**
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
広島県安芸高田市吉田町吉田3433番地２
債務者　西岡　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３５号
広島県安芸高田市吉田町吉田3433番地２
債務者　西岡　冨子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３６号
広島県庄原市川北町214番地
債務者　奥田　沙織
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所三次支部